第13号発議案

北朝鮮のミサイル発射に抗議し即刻制裁措置を求める決議 上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月5日

上 村 提出者 憲司 小川和 雄 佐 純 柄 沢 Ξ 村 松 正 小 野 峯 生 帆苅謙治 天 井 貞 Ш 昭 市川政広

賛成者 提出者を除き議員全員

北朝鮮のミサイル発射に抗議し即刻制裁措置を求める決議

本日未明、北朝鮮から数発のミサイルが発射され、いずれも本県から数百キロメートルの日本海沖に落下するという、非常事態が発生した。

北朝鮮が、わが国を含む関係諸国の事前の警告にもかかわらず、ミサイルの発射を強行したことは、平成14年9月に合意された日朝平壌宣言に反するだけでなく、国際社会に対する挑戦行為であり、わが国の安全保障や国際社会の平和と安定という観点から極めて重大な事態と捉え、到底看過することはできない。

我が新潟県議会は、かかる行為に対して厳重に抗議し、北朝鮮に対し万景峰92号の即刻入港差止めをはじめとする、あらゆる制裁措置を講じられるよう強く望むものである。

以上、決議する。

平成18年7月5日

新潟県議会

第14号発議案

2008年サミットの新潟での開催実現に向けた決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

提出者 小川和雄岩村良一佐藤純柄沢正三村松二郎 小野峯生帆苅謙治天井貞米山 昇小山芳元竹山昭二市川政広

賛成者 提出者を除き議員全員

2008年サミットの新潟での開催実現に向けた決議

1975年、第1回会議の開催以来、今年32回目となる主要国首脳会議、いわゆるサミットは、国際平和、世界経済、地球規模の環境問題など、国際社会が直面する様々な課題の解決に向け、その役割はますます重要となっており、2008年(平成20年)には日本での開催が予定されている。

2008年は、新潟、横浜、函館、神戸、長崎の開港が定められた「安政の五カ国条約」締結から150年にあたり、翌2009年(平成21年) 1 月に新潟港は開港140周年を迎える。

この節目の年のサミットを日本海側の新潟と、太平洋側の横浜の両岸開港都市で開催することは、日本近代化の意味を国民全体で共有し、振り返る絶好の機会となる。

また、主要国が、新たな国際関係の構築を、日本近代化の原点の地から発信していくという意味で、その歴史的意義は大変大きいものがある。

さらに、新潟市は、2007年(平成19年)4月に本州日本海側初の政令指定都市への移行を目指しており、サミットの開催は、またとない国際外交の大舞台として、新潟を日本海側随一の拠点にするものと確信する。

新潟県民の理解と協力のもと、新潟市と横浜市の2008年サミット共同開催に向けた取り組みを推し進め、これを実現することにより、新潟の名が国際社会に向けて発信されるとともに、中越大震災からの復興を世界に示すこととなる。

よって本県議会は、2008年サミットの新潟での開催を実現するため、関係機関と 連携して力強く取り組むことを決意する。

以上、決議する。

平成18年7月14日

新潟県議会

第15号発議案

地方行財政改革に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

提出者 斎藤隆景 佐藤 莞 爾 西川洋吉 中 原 八 小 川和雄 目 黒 正 文 村 松 苅 謙治 郎 帆 上村憲司 天 井 貞 桝 口 敏 行 小 山 芳 元 大 渕 昭 二 健 竹 山 佐 藤 浩 雄 志 田邦男

賛成者 提出者を除き議員全員

地方行財政改革に関する意見書

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲が大幅に拡大し、地方が役割を十分担えるよう地方財政の基盤強化が重要な課題となっている。

「三位一体改革」については、第一期改革により約3兆円の税源移譲が実現されたものの、国庫補助負担金改革の大半が国庫補助負担率の引き下げやスリム化によるもので、地方の自主性を高めることにつながらなかった点については、不十分な内容と言わざるを得ない。

地方行財政改革は、住民の意向に沿った地域経営が可能となるよう、分権の本質 に沿って進められるべきものであり、また、改革を進める上では地域の実情に配慮 1.た改革となるよう十分な議論がなされるべきである。

よって国会並びに政府におかれては、今後の地方行財政改革を、真に地方の自主・自立につながる改革とするため、次の事項に十分配慮して対応されるよう強く要望する。

記

- 1 地方行財政改革に当たっては、何よりも優先して国と地方の役割分担を見直すことが必要であり、国の財政赤字の解消のみを目的とした地方歳出や地方交付税額の抑制は認められないこと。
- 2 地方交付税の見直しにおいては、行政サービスの提供に支障が出ないよう総額 の安定的な確保を図るとともに、豪雪地帯における雪対策など地域の実情に十分 配慮すること。
- 3 国庫補助負担金改革については、税源移譲額を先行して決定するとともに、法 律や政令などによる規制を緩和・撤廃する規制改革もあわせて進めていくこと。
- 4 改革を進めるに当たっては、地方の意見を十分に反映させる協議の場を設ける とともに、それを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 様 参議院議長 千 景 様 扇 小 泉 純一郎 様 内閣総理大臣 総 務 大 臣 竹中平蔵様 谷垣 禎一様 財 務 大 臣 経済財政政策担当大臣 与謝野 鏧 様

第16号発議案

郵政事業民営化に伴う地域住民の利便性確保に関する 意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

提出者 斎藤隆景 佐藤莞爾 西川洋吉文 門原八一 村松二郎 帆苅謙治 上村憲元 村 中松二郎 大 明 明 田 田 田 田 田 大 海 健 竹 山 昭 二 佐藤 浩 雄 田 邦 男

賛成者 提出者を除き議員全員

郵政事業民営化に伴う地域住民の利便性確保に関する 意見書

日本郵政公社は平成19年10月の民営化に向け、全国の約4,700の郵便集配局のうち、約1,000局の集配業務を廃止するという再編計画を発表した。

この計画によれば、本県においては県内157局のうち、実に約35%にあたる55局の集配業務が廃止されることとなる。

再編対象となった地域では集配業務の廃止に伴い、郵便物の遅配などのサービス 低下が懸念されており、また離島や過疎・中山間地域においては、将来的な郵便局 の存置についても大きな不安が広まっている。

郵政事業は、郵便局のネットワークを通じて、全ての地域に公平にサービスを提供することにより住民生活の安定・向上と福祉の増進及び地域社会の発展に貢献しいるところであり、民営化に当たっても、そのサービス水準が維持されるべきものである。

よって国会並びに政府におかれては、郵政事業の果たす公共的・社会的役割の重要性を考慮するとともに、地域郵政サービス水準を堅持するよう十分配慮し対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 様 参議 院議 長 扇 千 景 様 小 泉 純一郎 様 内閣総 理 大臣 総 務 大 臣 竹 中 平 蔵 様 務 大 Et . 臣 谷 垣 禎 一 様 金融担当大臣 与謝野 馨 様 郵政民営化担当大臣 竹中平蔵様

第17号発議案

医師需給の地域間格差解消に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

賛成者 提出者を除き議員全員

医師需給の地域間格差解消に関する意見書

新潟県と人口・規模が、ほぼ同等の福井・石川・富山の北陸3県の医師養成機関を比較すると、北陸3県が4大学・定員395人に対して、新潟県は1大学・100人と極めて少ないことから、結果として県内における医師確保に苦慮する状況にある。

また、人口10万人あたりの大学医学部定員でも、北陸3県の12.7人に対し、新潟県は4.1人と少なく、全国平均の5.8人をも大きく下回っている。

こうしたことから、県内では救急医療をはじめとして、少子・高齢化に対応する 医療はもとより、日常のプライマリー・ケアさえ滞る地域が少なくない。

医療提供体制の整備には、安定した医師の供給が必要となるが、県独自の取り組みには限界があるので、速やかに医師過剰地域の医学部定員を不足地域に振り替えるなどして、新潟大学医学部の定員増を図ることや、人口と比較して医師数が少なく、広大な面積を有する本県のような場合には、医科大学の新設や医学部開設を認めるなど、医師需給の地域間格差解消に尽力されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

衆 議 院 議 河野 洋 平 様 長 参 議 院 議 長 千 景 様 扇 内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様 竹中平蔵 総 務 大 臣 様 財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 様 文 部 科 学 大 臣 小 坂 憲 次 様 川崎二郎 厚生労働大臣 様

第18号発議案

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

提出者 沢 野 修桜井甚一木村一男 中野 洸 小野 忍 種村芳正 勉 石井 三富佳一 西川 修 長 部 嘉 明 登 近藤貞夫 嵐 片 野 内山五郎 猛

賛成者 提出者を除き議員全員

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」 及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

今日、個人破産申し立て件数は平成14年以降3年連続で20万件を超え、潜在的な 多重債務者が200万人にも及ぶといわれており、社会問題となっている。

その大きな原因は、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出約定平均金利が年2%以下という超低金利時代にもかかわらず、クレジット・消費者金融・商工ローン業者等が利息制限法の制限金利を超え、いわゆるグレーゾーンといわれる「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下、「出資法」という。)」の上限金利29.2%にも及ぶ高利で貸付していることにあり、民事上は無効であるはずの高金利によって、多くの利用者は払わなくても良い利息を払わされ、多重債務に陥る結果となっている。

よって国会並びに政府におかれては、多重債務被害の根本的な解決のため、下記の事項について法改正を行うよう強く要望する。

記

- 1 出資法第5条第2項の上限金利29.2%を少なくとも利息制限法第1条第1項 (15%~20%)の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業の規制等に関する法律第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を廃止すること。
- 3 出資法の日賦貸金業者及び電話担保金融に認められている年54.75%の特例金 利を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

河 野 洋 平 様 衆 議 院 議長 千 景 様 参 議 院 議 長 扇 内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様 総 大 臣 竹中平蔵様 務 洗 務 大 臣 杉浦正健様 谷垣 禎一様 財 務 大 臣 金融・経済財政政策担当大臣 与謝野 鏧 様

第19号発議案

米国産牛肉の輸入再開に際し安全性の確保を求める 意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

桜 井 甚 一 提出者 沢 野 修 木 村 一 男 中野 種 村 芳 正 洸 小 野 忍 石 井 修 三富佳一 西川 勉 近藤貞夫 嵐 嘉明 長 部 登 内山五郎 片 野 猛

賛成者 提出者を除き議員全員

米国産牛肉の輸入再開に際し安全性の確保を求める 意見書

昨年12月に輸入が再開された米国産牛肉等については、今年1月20日に特定危険 部位である脊柱の混入が確認されたことから、わずか1か月で、すべての米国産牛 肉等の輸入が再び停止される事態となっている。

その後、米国農務省から再発防止策を盛り込んだ報告書が提出され、わが国も米国の食肉処理施設の現地調査を行い、BSE対策の強化をわが国政府が確認することなどを条件に、米国産牛肉の輸入再開で日米両国が合意したところである。

この合意再開を受け、わが国は対日輸出の認定を得た米国内35の食肉処理施設の BSE対策を確認するため調査を行っており、問題のない施設に限り今月下旬にも 輸入を認める方針とのことであるが、早期の輸入再開に対して国民の抱く不安を一 掃するためにも、安全性の確保に万全を尽くすことは論を待たない。

よって国会並びに政府におかれては、食の安全と国民の健康を守るために、下記 事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 米国産牛肉等の安全性が確保されるまで、拙速な輸入再開を行わないこと。
- 2 対日輸出認定施設においては、全月齢からの脳、せき髄等の特定危険部位を除去すること、並びに20ヶ月齢以下と証明される牛肉及び内臓であること、など「日本向け輸出プログラム」が遵守されること。
- 3 輸入時の検査体制を強化するとともに、牛肉を主たる原材料とした料理を提供する外食事業者への原産地表示を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

衆議 院議長 河 野 洋 平 様 参 議 院 議 長 千 景 様 扇 臣 小 泉 純一郎 様 内 閣 総 理 大 川崎二郎様 厚生労働大 臣 農林水産大 中川昭一様 臣 食品安全担当大臣 松田岩夫様

第20号発議案

警察官の増員に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

提出者 皆 川 浩 平 佐 藤 純 早川吉秀 柄 沢 正 三 三林碩郎 小 野 峯 生 星 野 伊佐夫 長 津 光三郎 高 橋 īE. 杉田弘美 布 施 康 正 塚 野 45 中川 カヨ子 市川政広 青 木 太一郎

替成者 提出者を除き議員全員

警察官の増員に関する意見書

本県は、北東アジアにおける国際交流や経済・産業等の拠点として、また、新潟市が平成19年4月に本州日本海側初の政令指定都市を目指し、日本海沿岸地域の中核として一層の基盤整備を進めているが、その活動を支えるには治安基盤の確立が極めて重要となっている。

本県における治安情勢は、刑法犯認知件数は減少傾向を示しているものの、重要 犯罪、来日外国人犯罪、年少者に対する声かけ事案等、県民生活に著しい不安をも たらす犯罪が増加するなど、依然として厳しい状況にある。

また、北朝鮮による日本人拉致事件捜査の強化、拉致事件被害者の安全確保、柏崎刈羽原子力発電所や万景峰92号入港に伴う警戒警備、国際テロ組織アルカイダと関係を有する者の滞在等、本県固有の治安課題への対応が求められている。

更に、本県警察官一人当たりの負担人口は612人と、全国平均の513人を大きく上回っており、極めて過重な業務負担を強いられている現状にある。

よって国会並びに政府におかれては、県民の「安全と安心」を直接担う警察活動 を更に強化し、政令指定都市を擁する県としてふさわしい警察体制の人的基盤を強 化するため、本県警察官の大幅な増員措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

野洋平様 衆 議 院議長 (II) 参 議 院 議 長 千 景 様 扇 内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様 総 務 大 臣 竹 中平蔵様 務 大 臣 垣 禎 一 様 財 谷 国家公安委員会委員長 沓 掛哲男様 巌様 鐅 察庁長官 漆 間

第22号発議案

北朝鮮の軍事挑発に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

賛成者

提出者 原 小 川 和 雄 岩 村 中 八 _ 良 Ξ 松 郎 佐 藤 純 柄 沢 Œ 村 小 野 峯 生 帆 苅 謙 治 天 井 貞

> 島 義 徳 桜 井 甚 小 林 林 小 -Ш 洋 吉 佐 藤 莞 沢 野 修 西 爾 皆 浩 平 斎 景 谷 Ш 藤 隆 金 玉 彦 吉 江 俊 早 Ш 秀 村 男 П -木 尾 身 孝昭 中 野 洸 小 野 忍 目 黒 Œ Ξ 郎 上 村 文 林 碩 憲 급 長 津 光三郎 惇 夫 村 芳 渡 辺 種 IE 西 Ш 勉 石 井 修 東 Ш 英 機 īΕ Ξ 高 橋 富 星 野 伊佐夫 佳 -嵐 嘉 明 布 施 康 正 大 渕 健 竹 Ш 昭 杉 \mathbf{H} 弘美 佐 藤 信 幸 市 Ш 政 広 近 藤 貞 夫 松 Ш キヌヨ 青 木 太一郎 宮 典 子 原 志 田 邦 男 内山 五. 郎 中 JII 片 カヨ子 野 猛

北朝鮮の軍事挑発に関する意見書

北朝鮮のミサイル発射準備が伝えられてから、我が国や米国を始め、関係国が再 三に亘り警告を発し、中止を求めてきた。

しかしながら、去る7月5日に北朝鮮はこれらを一切無視して長距離弾道ミサイル・デポドン2号を含むミサイル7発を発射するという暴挙に及んだことは、わが国の安全保障のみならず、北東アジアの平和と安定を脅かす挑発行為であり、国際社会に対する重大な挑戦である。

ミサイルはいずれも我が国から数百キロメートルの日本海に着弾し、幸いにして 直接的な被害はなかったものの、北朝鮮は核兵器保有をも宣言していることから、 その運搬手段のミサイルの発射は、我が国にとって深刻な脅威となっている。

また、北朝鮮は今回のミサイル発射を「自衛的国防力強化のための正常な軍事訓練の一環」として、「発射訓練の継続」を主張し、現にテポドン2号の発射準備とも受け止められる動きが日米の偵察衛星によって確認されている。

こうした北朝鮮に対しては、経済制裁の発動など国際社会が協調して圧力をかけていく一方で、北朝鮮のミサイルの脅威に対抗すべく、現在、日米が共同で進めている弾道ミサイル防衛システム計画を加速し、レーダー監視網やミサイル迎撃装備の強化を図ることが喫緊の課題である。

よって国会並びに政府におかれては、北朝鮮のあらゆる行動に備え、我が国の防衛力強化に万全を期されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

院議長 河 野 洋 平 様 議 議 忿 議院 長 扇 千 景 様 内閣総理大臣 1/2 泉 純一郎 様 外 務 大 臣 生 太 郎 様 麻 財務 大 臣 垣 禎 一 様 谷 経済産業大臣 階俊博様 国土交通大臣 北 側一雄様 衛庁長官 額 賀 福志郎 様 防

原集可決 全会一致

第24号発議案

森林整備地域活動支援交付金制度の継続と拡充を求める 意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成18年7月14日

提出者 小川和雄岩村良一佐藤純柄沢正三村松二郎 小野峯生帆苅謙治天井 貞米山 昇小山芳元

賛成者 提出者を除き議員全員

森林整備地域活動支援交付金制度の継続と拡充を求める 意見書

森林を良好な状態で維持していくことは、木材の供給はもとより、国土の保全や、 水源の涵養など、豊かな国民生活を送る上で非常に重要である。

しかしながら、近年、林業の採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在地主の増加等により間伐などの森林整備が十分に行われない森林が増加し、森林の有する多面的な機能の発揮に支障を来すことが懸念されている。

このような状況のなか、適切な森林整備の推進に不可欠な森林の現況調査や歩道の整備等の地域活動を支援する措置として「森林整備地域活動支援交付金制度」が 平成14年度に創設され、本年度までの5箇年間実施されている。

本制度により、効率的な森林整備の実施が可能となっただけでなく、森林所有者 等の森林整備に対する関心の高まりや、地域内での結びつきが強まるなど、森林整 備の推進に効果が上がっている。

よって国会並びに政府におかれては、適切な森林整備をより強力に推進するため、 本制度の実施期間の延長と対象森林の要件緩和を実現し、森林の多面的機能の維持 と山村地域の活性化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月14日

新潟県議会議長 佐藤元彦

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 様 議 院 議 長 千 景 様 园 閣 総 理 大 臣 内 小泉 純一郎 様 竹中平蔵様 総 務 大 臣 大 財 務 臣 谷垣 禎一様 中川昭一様 農 林水産大 臣